第５回「平成３０年大阪府北部を震源とする地震義援金募集委員会」の議事概要

と　き：平成３０年１２月５日（水）１０：００～

ところ：大阪府庁本館３階　特別会議室大

○議案

　・事務局より議案の説明。

　　【義援金第四次配分について】

　　（1)基礎配分

　　　　災害救助法適用の13市町における家屋の全壊・半壊世帯・・・全壊50万円、半壊25万円（第一次からの総額　全壊150万円、半壊75万円）

　　（2)被災者生活再建支援法に基づく支給結果を一定考慮した配分（＊１）

　　　　災害救助法適用市町のうち高槻市を除く12市町において、被災者生活再建支援法に基づく住家被害世帯（全壊世帯、半壊解体世帯、長期避難世帯、大規模半壊世帯）と同等の被害を受けた世帯…下記の支援金相当額（＊２）

　　　　　 （基礎支援金）全壊・半壊解体・長期避難：各100万円／世帯、大規模半壊：50万円／世帯

　　　　　 （加算支援金）建設・購入の場合：200万円／世帯、補修の場合：100万円／世帯

　　　　（＊１）世帯人数が単身世帯の場合は、各金額の４分の３

　　　　（＊２）国制度の加算支援金のうち賃借に係る費用は支給対象外

　　【義援金の請求期限について】

　　　　第一次から第四次配分までの請求期限を平成３２年（西暦２０２０）年３月３１日（火）までと設定する。

　・会長より議決　⇒　10名全委員賛成（2名欠席）

　・提案どおり可決。